別記（Ａ４）

検査結果表
（遊戯施設）
（略）

番号	検　査　項　目				（略）
１～８	（略）				
９	電気設備				
(1)～(3)	（略）				
(4)	避雷設備	接地	種類（総合接地抵抗値・単独接地抵抗値） 設計図書等により確認した新設時の値（　　Ω） 基準抵抗値（　　Ω）	Ω	（略）
(5)～(8)	（略）				
10・11	（略）				
特記事項	（略）				

（注意）
①～㉝　（略）
㉞　９(4)「避雷設備」の「接地」の「種類」には、設計図書等により確認した新設時の総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値の区分に該当するものを○で選択し、「設計図書等により確認した新設時の値」には、設計図書等により確認した新設時の当該○で選択した値を記入するとともに、「基準抵抗値」には、安全上支障ない抵抗値として、「設計図書等により確認した新設時の値」に記入した数値の２倍の値を記入してください。なお、10オームを基準抵抗値として検査を行った場合にあっては「10」と記入してください。また、右欄に検査で測定した総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値を記入してください。
㉟～㊳　（略）

別記（Ａ４）

検査結果表
（遊戯施設）
（略）

番号	検　査　項　目				（略）
１～８	（略）				
９	電気設備				
(1)～(3)	（略）				
(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値　10Ω	Ω	（略）
(5)～(8)	（略）				
10・11	（略）				
特記事項	（略）				

（注意）
①～㉝　（略）
㉞　９(4)「避雷設備」の「接地」の「基準抵抗値」には、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
㉟～㊳　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第二十六号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものとして指定した施設の公示した事項に変更があるので、同令第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗